

○宗像市総合計画策定審議会規則

令和5年3月24日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、28人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、市長が委嘱した日から審議会における調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に所属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、委員互選による部会長を置く。

(出席の要求)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、審議会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。